経済情報コンダクター

10th year

TOKAI ZAIKAI

月刊 東海財界

Monthly Report

日本公認会計士協会東海会会長 久松 但

コロナ禍 中小企業の経営上の悩み解消に 無料の経営ソムリエ相談センター開設

スプラウト代表 松原 ゆみ

納得できる仕事を求め転職を重ね、キャリアアップして独立

韓日経済フォーラム

朴恵淑三重大特命副学長が講演 「過去の負を未来の力に」

骨太方針2021にみるポストコロナ施策

ポストコロナの日本経済は？ OECDは日本の低空飛行を予想

コロナで「為人民服務」を実践 国民は共産党政府に満足

味の素「ラブベジ®」が全国の野菜消費を変える

「若者たち」～名優・田中邦衛、もう一つの代表作

CBC70周年 キーワードは「未来にワクワクを」

中部日本放送代表取締役社長 杉浦 正樹氏

「脱炭素」の世界的なうねりで

中電に迫られる「脱石炭」の道

2021 8月号 （毎月25日発行）

片岡信恒弁護士の法律相談事務所

片岡　信恒（かたおか　のぶつね）昭和５５年片岡法律事務所を設立。３０年以上に渡り、取引紛争・契約書作成・労働紛争・医療関係など、法人、及び相続・交通事故・遺言・離婚などの法律問題全般を取り扱っている。
＜片岡法律事務所＞名古屋市中区丸の内２丁目１９番２５号ＭＳ桜通７、８階　☎０５２－２３１－１７０６

私が死んだら親権は誰に？

【質問】私は、離婚調停中です。近々離婚が成立する予定で、５歳と２歳の子どもの親権は私がとることになりました。実家に戻り、両親の協力を得ながら子育てをしていくつもりです。ただ、私は身体が弱く、もし私が早く亡くなったら、元夫へ親権が移ることになるのではないか、と思うと夜も寝られません。離婚理由は、夫の不貞と暴言ですが、子供に対する暴言・暴力もあり、父親としては失格だと感じていました。親権が元夫に移ったら、子供はきっと健全に成長できないと思います。何か対策はありますか。

【回答】離婚を決める場合、先のことを細かく心配される方と、楽観的な方と分かれますが、今回のようなケースだと、心配されることは理解できます。順番にご説明しますが、親権者となった母親が亡くなった場合でも、親権は父親に当然に移るわけではありません。

親権者が死亡した場合、未成年後見が開始され、未成年後見人に選任された者が子どもの法定代理人となり、親権者と同一の権利義務をもつことになります。おそらく、相談者のご両親が未成年後見人に選任されることが想定されます。ただ、元夫が子どもの親権を得たいと考えて親権者変更の審判を裁判所に申し立てることが考えられます。

生前に、子どもの未成年後見人を自分の両親に指定しておくことはできますが、そのためには遺言書を作って、未成年後見人を指定しておくことが必要です。なお、未成年後見人は複数指定しておくことも可能です。

もっとも、遺言書で指定された者は、未成年後見人に就任することを拒否することができますから、事前に了解を取り付けておかなければなりません。

遺言で未成年後見人を指定していた場合の流れを説明します。

後見人として指定されていた者は、遺言の効力発生時（親権者死亡時）に未成年後見人に就任します。ただし、遺言の効力発生時から１０日以内に、役所に遺言書を示し、後見開始の届出をする必要があります。

遺言がなく、元夫も親権者変更の審判の申立を行わない場合は、どのような流れで、誰が未成年後見人になるでしょうか。子ども本人・親族・その他利害関係人・児童相談所長が、管轄の家庭裁判所に、未成年後見人選任の審判を申し立てることができます。

遺言による未成年後見人の指定があり、元夫からも親権者変更の審判があった場合、どちらが優先するのでしょうか。未成年後見人を指定する遺言を作ったとしても、元夫は親権者変更の審判の申立てを求めることができます。裁判所はあくまでも、お子さんの意思・生育環境も調査して、子ども自身の利益・福祉を重視して決定を下しますから、遺言の効力が絶対ではありません。

ただ、それまでに、ご両親がお子さんを育てることに懸命に協力し、お子さんとご両親との間に円満な関係が築かれていれば、元夫の申し立てが簡単に認められることはないと思います。